

(公印省略)

1 福介連指第 87 号
令和 2 年 3 月 18 日

指定居宅介護支援事業所 管理者各位

福岡県介護保険広域連合事務局長
(事業課 指定係・監査指導係)

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について (通知)

標記について、福岡県の照会に対する厚生労働省からの回答を踏まえ、県内統一で取扱いを下記のとおり変更しますので通知します。

記

1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

【変更前】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれる。

↓

【変更後】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれない。

2 留意事項

新たに特定事業所加算を算定する場合には、上記の人員配置要件を確認の上、届出をしてください。

現に加算を算定している事業所のうち、本通知により人員配置要件を満たさなくなる事業所においては、次により届出等を行ってください。

配置要件の充足	必要な届出	期日
管理者の主任介護支援専門員の取得	なし	令和2年9月30日
管理者を主任介護支援専門員に変更 （*事業所内の配置換え）	管理者の変更※1 （変更届）	までに要件を充足して ください。引き続き加算 を算定できます。 変更届は 令和2年9月 15日 までに提出して ください。
常勤かつ専従の介護支援専門員の増員	介護支援専門員の増員 （変更届）	
上記の方法により令和2年9月30日 までに配置要件を満たせない見込みで ある場合	特定事業所加算取下げ （加算届）	速やかに 届出してくだ さい。
	特定事業所加算の 下位区分への変更 （加算届）	

※1 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」については、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます（老企第36号 第3の11）

※特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所の場合のみ変更があります。

特定事業所加算を算定しない居宅介護支援事業所の場合は変更がありません。

※従来どおり、人員や運営に関する基準省令においては、令和3年3月31日までの間は、管理者と介護支援専門員の兼務はできます。

ただし、特定事業所加算の算定については、管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、常勤かつ専従の介護支援専門員の1名としてカウントできません。

※令和2年9月30日以降、特定事業所加算で求められる人員配置を行わない場合には、指導等の対象となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

福岡県介護保険広域連合本部事業課
（係名・電話番号）

指定係 092-981-9074

監査指導係 092-981-9075